2　無線局の廃止に係る事項（注３）

①　無線局の種別及び局数	
②　識別信号	
③　免許の番号又は包括免許の番号	
④　廃止する年月日	
⑤　備考	

3　届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注１　施行規則第51条の15第１項第１号に掲げる無線局に係る届出をする場合は、同条に規定する所轄総合通信局長に宛てること。

２　１の欄は、次によること。

⑴　住所の欄は、日本工業規格ＪＩＳ　X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（届出者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

⑵　届出者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

⑶　氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

⑷　代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

３　２の欄は、次によること。

⑴　①の欄は、第２条第１項に掲げる無線局の種別を記載し、複数の無線局について一括して届出を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては、第２条第５項第４号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。